

長崎県看護学会学術集会演題及び抄録作成要領

1. 演題発表形式

抄録応募者は、口演または示説（ポスターセッション）発表のいずれかを希望する事ができる。ただし、演題の内容によっては抄録選考の過程で、抄録応募者の希望以外の発表形式に変更することがある。

1) 口演

(1) 発表時間は8分とする。

2) 示説（ポスターセッション）

(1) 発表時間8分とする。ただし、掲示時間は2時間程度とする。

(2) 示説（ポスターセッション）会場の掲示ボードは、1演題につき縦170cm×横85cmとする。

選考結果通知時の配布資料に基づいて、示説（ポスターセッション）発表の掲示物を作成する。

2. 抄録作成方法

1) 抄録には原則として、目的、方法（倫理的配慮を含む）、結果、考察及び結論を2000字程度（図表を含む）A4版用紙1枚にまとめ簡潔に記述する。図表は、白黒印刷で判別できる明瞭なものを作成する。

2) 抄録3部（本原稿1部、選考用2部）のうち本原稿は、表題、キーワード、発表者名、共同研究者名、所属施設名を明記し、選考用2部は発表者名、共同研究者名、所属施設名を除いたものを作成する。

3. 倫理的配慮とその記述

1) 研究対象者へは研究内容及び研究結果の公表等について説明をし、対象者の自由意志で研究参加の諾否が決定され、承諾が得られたかを明記する。対象者の判断能力が低下していると考えられる場合（たとえば重度の認知症、急性期の状態にある精神障害者、重度の意識障害者など）は、本人に代わる重要他者から承諾が得られた旨を明記する。

2) 抄録の記述内容で研究対象者が特定できないように、研究対象者へのプライバシーの配慮に努める。固有名詞（当院・当病棟も含む）・写真等を掲載する場合は、研究結果を示すのにどうしても必要な場合のみにし、掲載することで研究対象者が特定できないよう十分配慮し、掲載の承諾を得られた旨を明記する。

3) 研究への参加によって、対象者の不利益や負担が生じないように配慮するとともに、その旨を明記する

4) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（日本看護協会、2003年）及び所属施設の規定に従う。

5) 文献から図・表や本文を引用する場合は、著作権には十分に配慮し、出典を明記する。

※引用順に抄録原稿の引用箇所に肩に^{1) 2)}と番号をつけ、原稿の最後に引用番号順に記載する。

※文献は次のように記載する。日本看護協会ホームページからも参照できる。

(<http://www.nurse.or.jp/>)

【雑誌掲載論文】

著者名：表題名, 雑誌名, 巻（号）, 頁, 発行年（西暦年次）.

【単行本】

著者名：書名, 発行所, 頁, 発行年（西暦年次）.

著者名：表題名, 編者名, 書名, 発行所, 頁, 発行年（西暦年次）.

6) 既存の尺度を使用する場合は、作成者から許諾を得ていること、あるいは出典を明記する。

※看護研究を行なう際の、倫理的配慮に関する基本的な考え方については「看護研究における倫理指針」（日本看護協会、2004年）を参照する。

日本看護協会ホームページ (<http://www.nurse.or.jp/>) から参照できる。

4. 本要領を改訂又は廃止しようとするときは、「長崎県看護協会学会委員会運営要綱」に規定する承認手続きを必要とする。

附則

1. この要領は、2008年4月1日より運用を開始する。

1. この要領は、2011年1月22日より運用を開始する。